



平成 20 年 3 月 31 日

各位

会社名	新光証券株式会社
住所	東京都中央区八重洲二丁目4番1号
代表者	取締役社長 草間 高志
コード	8606
問合せ先	広報・IR部長 大坪 教光
電話番号	03 - 5203 - 6413

『新光ファンドラップ』の業務開始について

新光証券株式会社は、平成 20 年 4 月 1 日（火）より、新光資産運用ラップ「Long・AP」に加えて、『新光ファンドラップ』の取扱いを開始いたします。

新光ファンドラップとは、当社とお客さまが投資一任契約を締結して、お客さまの投資方針に沿った投資信託の資産配分を当社が判断し、運用の実行・口座管理を包括的に行うことで、運用報酬を運用資産残高と運用実績に応じて徴収する、契約金額 500 万円からの資産運用サービスです。

記

1、新光ファンドラップの特長

- ① 投資対象資産の組み合わせが異なる 3 つの運用コースから、ご希望のコースをお選びいただけます。
- ② お客さまの投資方針に沿った資産配分を新光証券が判断し、分散投資を実現いたします。
- ③ 投資環境の変化に応じた資産配分の見直しを適宜行います。
- ④ お客さまに代わって売買の執行および口座管理を行います。
- ⑤ 3 ヶ月ごとに運用レポートを作成し、運用状況をご報告いたします。
- ⑥ 運用資産残高と運用実績に応じて運用報酬をお支払いいただきます。（ただし、初年度は運用資産残高に応じた運用報酬のみをいただきます。）

2、新光ファンドラップの手数料など諸費用について

- 新光ファンドラップの投資一任契約に関してお支払いいただく運用報酬（手数料）は以下の表により算出されます。最初の年度は残高報酬のみであり、次年度以降は残高報酬と成功報酬の組み合わせによる合計金額となります。

運用年度	残高報酬（消費税込み）	成功報酬（消費税込み）
最初の年度	(投資資金評価額または追加投資資金の金額) ×1.575%	徴収なし
第2年度	(投資資金評価額または追加投資資金の金額) ×1.05%	ハイウォーターマーク（※） 超過額×10.5%
第3年度 以降	(投資資金評価額または追加投資資金の金額) ×0.6825%	ハイウォーターマーク（※） 超過額×10.5%

(※) ハイウォーターマークとは、成功報酬を控除した後の一定の基準日ごとにおける運用資産額の中で最初の年度からの一番高い金額をいいます。

- 新光ファンドラップにおいて投資する投資信託に関し、投資信託ごとに定められた信託報酬（最大で年率 1.848%（税込み））およびその他費用等を、信託財産より間接的にご負担いただきます。これらの中には事前に確定しないものもあるため、当該費用およびその合計額を表示することができません。

3、新光ファンドラップのリスクについて

- 新光ファンドラップは投資信託等を組み合わせたサービスとなっているため、組み合わせた投資信託のリスクが内包されています。組み合わせた投資信託の値動き等の影響により投資元本を割り込むことがあります。したがって元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は、裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等の価格や評価額の変動や為替相場の変動等に伴い、基準価額が変動することによって損失が生じるおそれがあります。投資信託のリスクの詳細については、各投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）をお読みください。

新光ファンドラップの詳細については、新光ファンドラップのパンフレット、新光ファンドラップの基本契約締結前交付書面および各投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

商号等：新光証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
加入協会：日本証券業協会
（社）投資信託協会
（社）日本証券投資顧問業協会（会員番号 第011-01225号）
（社）金融先物取引業協会

以上